



平成 30 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 シンクレイヤ株式会社
 (J A S D A Q コード番号:1724)
 (URL <http://www.synclayer.co.jp>)
 代 表 者 名 代表取締役社長 山口正裕
 問い合わせ先 取締役管理本部長 村山 猛
 電 話 番 号 052(242)7875

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 27 日開催予定の当社第 56 期定時株主総会にて、下記のとおり「定款一部変更 の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 変更の理由

当社は事業の特性上、毎年 1 月から 3 月は繁忙期にあり、業績も第 4 半期に大きく依存する傾向にあることから、繁忙直後の決算期を回避すること、また、連結海外子会社と決算期を統一することにより、予算編成や業績管理など経営及び事業運営の効率化と安定化を図り、経営情報の適宜・的確な把握による適切な経営判断と事業戦略の遂行を実現することを目的として、毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日までとしている事業年度を、平成 31 年度より毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで変更することについて決議いたしました。これに伴い、現行定款に所要の変更を行うものです。また、この変更に伴い第 57 期事業年度は、平成 30 年 4 月 1 日から 12 月 31 日までの 9 ヶ月間となるため、経過処置として附則を設けるものです。

2. 変更の内容

(変更部分に を付しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 2 章 株式</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条</p> <p>当社は、毎年<u>3月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>	<p>第 2 章 株式</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条</p> <p>当社は、毎年<u>12月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>
<p>2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p>	<p>2. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第45条 当会社の事業年度は、毎年<u>4月1日から翌年3月31日</u>までとする。</p> <p>(期末配当金) 第46条 当社は株主総会の決議によって毎年<u>3月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当金) 第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9月30日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第45条 当会社の事業年度は、毎年<u>1月1日から12月31日</u>までとする。</p> <p>(期末配当金) 第46条 当社は株主総会の決議によって毎年<u>12月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当金) 第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>6月30日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第 1 条</u> <u>第45条の規定にかかわらず、第57期事業年度は、平成30年4月1日から平成30年12月31日までとする。</u></p> <p><u>第 2 条</u> <u>本附則は平成30年12月31日の経過をもって削除する。</u></p>

以 上